収 支 報 告 書

令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) ひいひょうせんかい	政治団体の区分							
1 政治団体の名称 飯豊高山会	□ 政 党 □ 政治資金規正法第18条の2第							
双右四种四日称 烟芝烟山石	│□政 党 の 支 部 /1 項の規定による政治団体							
	□政治資金団体 ☑その他の政治団体							
2 主たる事務所の選問郡徳孝町だ済を1668	□その他の政治団体の支部							
2の所在地四直の方の例を引入ますられるのと								
	活動区域の区分							
3代表者の氏名 够 水敏夫	□ 2以上の都道府県の区域等 ☑ 同一の都道府県の区域内							
THE RESIDENCE OF THE PROPERTY								
	資金管理団体の指定の有無 国会議員関係政治団体の区分							
4会計責任者 1尹欣叹则	☑ 有 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第							
T の 氏 名 イナ かな レヘ ハリ	│ □ 無 │ │ 1号に係る国会議員関係政治団体							
	→ 小 職 の 種 類 へんぱー アメ 魚 スピス □ 政治資金規正法第19条の7第1項第							
	公職の種類 (孤名の移) (金銭) 2号に係る国会議員関係政治団体							
事務担当者の氏名	区 分 □ 現職 □候補者等 │ 公職の候補者							
A严威汉 四月	資金管理団体							
17 AT JX 179	の届出をした 公職の種類							
	者の氏名終本敬夫 公職の種類							
(電話) ひり0~1379~2208	□ 区 分 □ 現職 □ 候補者等							
g and the state of								
	資金管理団体の指定の期間 国会議員関係政治団体に関する 特別の済界期間							
K 7810	特別の適用期间							
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日から							
	令和 年 月 日まで							

収支の状況

1 収支の総括表

収	入総額		D D
	(前年からの繰越額)		0
	(本年の収入額)		0
支	出 総 額		D
翌年	Fへの繰越額		0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人の	負担する党費ス	ては会費					
金	額						円
員	数		-				人

(2) 寄附						-	
ア 寄附(イを除く。)の区分			金	額		備	考
(ア)個人からの寄附					円		
(うち特定寄附)	()		
(イ) 法人その他の団体からの寄附							
(ウ) 政治団体からの寄附							
小計 (ア) + (イ) + (ウ)		4.			 		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(1.)		
イ 政党匿名寄附							
合計(ア+イ)					·		

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	· 🗓, ,	ď	
イ建物		Ū	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		ū	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		Ū	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		Ø	
力 金銭信託		Ì	
キー有価証券		ď	
ク 出資による権利			
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		U	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		<u> </u>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		□⁄	

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 6 月 1 8 日

政治团体の名称 飯婆腐人食

会計責任者の氏名 月中 麻 艾 奶

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。